

〔第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画〕

平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価

施策の方向Ⅰ 広報・啓発及び学習の支援並びに市民活動への支援（第1章）

施策の方向Ⅰ 1～54

事業種別	推進施策	具体的な取組	条例の条数	用途	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課
11	(3)	親等を対象とした家庭教育、子どもの権利に関する週報をはじめとする学校教員、市民等での人権学習などの社会教育により、子どもの権利についての学習等を推進します。	7	7	研究推進校の実践を含めた市立学校の早期の取組活動や人権教育に関する研究や活動の方向性を掲載した「人権尊重教育実践誌」を作成し各学校に配布する。	掲載内容は「子どもの権利条例」の趣旨や「子どもの権利の意義」や「子ども憲法」などの記事も掲載し、内容の周知を図った。	3	掲載内容は「子どもの権利条例」の趣旨や「子どもの権利の意義」や「子ども憲法」などの記事も掲載し、内容の周知を図った。	3	掲載内容は「子どもの権利条例」の趣旨や「子どもの権利の意義」や「子ども憲法」などの記事も掲載し、内容の周知を図った。	3	■成果：掲載内容に「子どもの権利条例」の趣旨や「子どもの権利の意義」や「子ども憲法」などの記事も掲載したことにより、内容の周知を図ることができた。 ■課題：資料の活用について充実させるために、研修において周知を図る必要がある。	C	教育委員会事務局	人権・共生教育担当
12		かわきき共生・共育プログラム	102	203	市立公立学校において、いじめ・不登校の事例防止、社会性を育成する「かわきき共生・共育プログラム」を実施し、自治体独自の取組を推進し、よりよい人間関係を築くためのスキルを学ぶ、集団づくりを促進する。	4月、8月、9月に教育委員会において、各学校の担当者向けに研修を行った。また、学校の取組により、小学校への研修の講師として、指導者を派遣した。	3	4月、8月に教育委員会において、各学校の担当者向けに研修を行った。学校からの要請により、39校への研修の講師として指導者を派遣し、研修の継続を図った。	3	4月、8月に教育委員会において、各学校の担当者向けに研修を行った。学校の取組により、小学校への研修の講師として指導者を派遣し、研修の継続を図った。	3	■成果：担当者向けに研修や学校要請訪問研修等を通じて、各学校における、かわきき共生・共育プログラムの普及を図ることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：かわきき共生・共育プログラムには、「個性の違いを認められる」という「自分」を表現し、その尊重を養われ、仲間と関わりができる。等子どもの権利につながるメッセージが含まれており、児童生徒はこれらの大切さを体系的に学ぶことができる。 ■課題：児童生徒の社会性の向上をさらに促進するため、より児童生徒の実態に合ったエクスサイズの開発やその周知、また学校の特色に合わせた研修が必要であると考える。	C	教育委員会事務局	教育改革推進担当
13		川崎市子ども会議（権利学習）	40		川崎市子ども会議では、子どもたちが自主的に決めたいテーマに基づいて話し合いを行ってきた。自主的な話し合いが権利条例の意義を表現するものになった。また、サポーター会議の第3回の定例会で、子どもたちの権利について話し合った。	川崎市子ども会議では、3つのテーマを設定し、子どもたちが決めたいテーマを決めた。その活動は、権利条例の意義を表現するものになった。また、サポーター会議で子どもたちの権利を大切にしてほしいという観点で振り返りを行った。	3	川崎市子ども会議では、3つのテーマを設定し、子どもたちが決めたいテーマを決めた。その活動は、権利条例の意義を表現するものになった。また、サポーター会議で子どもたちの権利を大切にしてほしいという観点で振り返りを行った。	3	川崎市子ども会議では、3つのテーマを設定し、子どもたちが決めたいテーマを決めた。その活動は、権利条例の意義を表現するものになった。また、サポーター会議で子どもたちの権利を大切にしてほしいという観点で振り返りを行った。	3	■成果：3つテーマについてそれぞれ具体的な成果が上がった。それぞれの活動が権利条例の意義を表現し結びつくことを意識しながら活動することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：サポーター、事務局は子どもたちの意見を尊重しながら会議を進めた。会議の前には、進め方の指示や話し合いが、権利条例についての研修を重ねた。 ■課題：サポーター、事務局がさらに進捗して進めたいために話し合いの機会を増やし、サポーターに広い視座をもってもらうための研修の充実が必要である。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
14		家庭教育推進事業	108		教育文化会館や市民館、学校において、子どもの理解や親の役割を考えたときに、親子の関係を考える「PTA家庭教育推進」の開催に向けて支援し、151校で開催した。また、教育文化会館・市民館で子育て広場の開設などの「子育て支援推進事業」や「家庭教育推進事業」「家庭・地域教育講座」を行った。	子どもの理解を深め、親子の関係を考えるとともに、親子の関係を考える「PTA家庭教育推進」の開催に向けて支援し、151校で開催した。また、教育文化会館・市民館で子育て広場の開設などの「子育て支援推進事業」や「家庭教育推進事業」を行った。	3	子どもの理解を深め、親子の関係を考えるとともに、親子の関係を考える「PTA家庭教育推進」の開催に向けて支援し、151校で開催した。また、教育文化会館・市民館で子育て広場の開設などの「子育て支援推進事業」や「家庭教育推進事業」を行った。	3	子どもの理解を深め、親子の関係を考えるとともに、親子の関係を考える「PTA家庭教育推進」の開催に向けて支援し、151校で開催した。また、教育文化会館・市民館で子育て広場の開設などの「子育て支援推進事業」や「家庭教育推進事業」を行った。	3	■成果：子どもの理解が深まり、親子の関係を考えるきっかけになった。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもを理解するに当たっては、子どもに権利があることを知ってもらうことができた。 ■課題：家庭教育は全ての出発点であることから、既存事業に追加できない家庭へのアプローチを続ける必要がある。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
15		PTA活動への支援（条例研修）			子どもの権利の成長を支えるPTA活動における各委員会の役割を考えたときに、研修の開催等の支援を行い、子どもの権利についての理解を深める。	PTA活動における各委員会の役割を考えたときに、研修の開催等の支援を行うPTA活動を各区分で実施するなど、PTA活動の支援を行った。	3	PTA活動における各委員会の役割を考えたときに、研修の開催等の支援を行うPTA活動を各区分で実施するなど、PTA活動の支援を行った。	3	PTA活動における各委員会の役割を考えたときに、研修の開催等の支援を行うPTA活動を各区分で実施するなど、PTA活動の支援を行った。	3	■成果：PTA主催の各種研修が実施されて、保護者の生涯学習を支援することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：いくつかの学校でPTA家庭教育講座においてCAP（子どもへの権利）を学習するなど、子どもの権利についておえる取組がなされた。 ■課題：ライフスタイルの変化で、研修などへの参加が難しいという保護者が多くなっており、そのほかに対策が必要である。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
16		平和・人権学習	103	103	教育文化会館・市民館において、共に生きる地域社会の創造に向けて、平和や人権の学習、子どもの権利に関する学習事業を実施する。	戦争、隣国、貧乏、安全、子どもの権利などのテーマで、教育文化会館・市民館において、平和・人権に関する講座を13講座開催した。	3	戦争、隣国、貧乏、安全、子どもの権利などのテーマで、教育文化会館・市民館において、平和・人権に関する講座を13講座開催した。	3	戦争、隣国、貧乏、安全、子どもの権利などのテーマで、教育文化会館・市民館において、平和・人権に関する講座を13講座開催した。	3	■成果：子どもを含めた人権の尊重に関する学習を行い、共に生きる地域社会の創造に繋がった。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの権利条例の存在を知ってもらい、子どもの権利について考えるような学習プログラムを設けた。 ■課題：引き続き、平和や人権等に関する様々なテーマを取り上げていく必要がある。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
17		権利学習資料の作成			川崎市人権尊重教育推進会議（子どもの権利学習検討委員会）事業として、小学生・中学生・高校生向けの「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立学校の1学年・2年生及び教職員、中1年生及び教職員に配布し、子どもの権利学習の推進に努めた。	川崎市人権尊重教育推進会議（子どもの権利学習検討委員会）事業として、小学生・中学生・高校生向けの「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立学校の1学年・2年生及び教職員、中1年生及び教職員に配布し、子どもの権利学習の推進に努めた。	3	川崎市人権尊重教育推進会議（子どもの権利学習検討委員会）事業として、小学生・中学生・高校生向けの「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立学校の1学年・2年生及び教職員、中1年生及び教職員に配布し、子どもの権利学習の推進に努めた。	3	川崎市人権尊重教育推進会議（子どもの権利学習検討委員会）事業として、小学生・中学生・高校生向けの「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立学校の1学年・2年生及び教職員、中1年生及び教職員に配布し、子どもの権利学習の推進に努めた。	3	■成果：子どもたちが「子どもの権利」について主体的に学ぶことができるように、昨年度の検討委員会の取組を生かしながら、内容を修正した。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもたち一人一人が主体的に学び、生活できるような取組の取組を進め、子どもたちの権利意識が育まれた。 ■課題：検討委員会において、小学校低学年向けの「かかげのき」の修正意見が数件出た。意見を参考に、児童が学習で活用しやすいように、文章表現を分かりやすくした。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
18		教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用及び子どもの権利学習資料の活用			指導資料等を活用し、学校で「子どもの権利」の年単位での導入を行い、子どもの権利学習に取り組むよう支援する。	日頃の学校教員及び11月「子どもの権利に関する週間」で全学区において人権尊重教育に関する取組を中心とし、権利学習を行った。	3	日頃の学校教員及び11月「子どもの権利に関する週間」で全学区において人権尊重教育に関する取組を中心とし、権利学習を行った。	3	日頃の学校教員及び11月「子どもの権利に関する週間」で全学区において人権尊重教育に関する取組を中心とし、権利学習を行った。	3	■成果：「子どもの権利学習資料」活用に関するアンケートから、「子どもの権利に関する週間」を中心に、多くの学校で3月の権利学習資料を活用した取組が広がっている。 ■「子どもの権利」に関連して：「子どもの権利学習資料」を活用した実践事例集の活用を通して、子どもたちが「子どもの権利」について理解が深まると期待している。 ■課題：指導資料等を用いた実践事例について、今後とも各学校に周知していく必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
19		子どもの権利に関する週間	3	11	11月「川崎市子ども権利に関する週間」を中心に、学校において、権利学習を推進するための取組を進め、児童生徒に「子どもの権利」の意義を伝える。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開することにより、子どもの権利の理解を促進する。	11月の「川崎市子ども権利に関する週間」を中心に、学校において、権利学習を推進するための取組を進め、児童生徒に「子どもの権利」の意義を伝える。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開することにより、子どもの権利の理解を促進する。	3	11月の「川崎市子ども権利に関する週間」を中心に、学校において、権利学習を推進するための取組を進め、児童生徒に「子どもの権利」の意義を伝える。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開することにより、子どもの権利の理解を促進する。	3	11月の「川崎市子ども権利に関する週間」を中心に、学校において、権利学習を推進するための取組を進め、児童生徒に「子どもの権利」の意義を伝える。また、これらの取組を保護者や地域住民に公開することにより、子どもの権利の理解を促進する。	3	■成果：「子どもの権利に関する週間」を中心に連携など様々な取組で保護者・地域住民に浸透することを通して、子どもの権利について理解を深めた。 ■「子どもの権利」に関連して：市内全校の担当者に研修を実施し、「子どもの権利に関する週間」を中心に子どもの権利学習資料の活用を促進した。 ■課題：子どもたちの権利に関する週間についての理解を深め、指導資料の実践例等を紹介し、子どもの権利学習資料の活用方法を周知していく必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
20		子どもの権利に関する取組を深めるため、権利条例の意義について学校や施設職員、行政職員を含むとする子どもの権利保護に関する者に対して、研修を行います。	207	206	学校や子どもに関わる施設等子どもの権利保護に関する取組を深めるため、権利条例の意義について学校や施設職員、行政職員を含むとする子どもの権利保護に関する者に対して、研修を行います。	市立学校主催の人権教育研修会（延べ60人が参加）や保護者の権利研修（延べ160人）等子どもの権利に関する取組を深めるため、人権全般的な子ども権利について説明した。	3	保護者の権利研修（延べ160人）、児童相談所の職員研修（延べ140人）等、子どもの権利に関する取組を深めるため、人権全般的な子ども権利について説明した。	3	保護者の権利研修（延べ160人）、児童相談所の職員研修（延べ140人）等、子どもの権利に関する取組を深めるため、人権全般的な子ども権利について説明した。	3	■成果：子どもに関わる施設職員への研修をとおし、職員の人権意識を高めることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：研修の受講者に対して具体的な説明事例を用い、現場に即して子どもたちの権利を分かりやすく説明した。 ■課題：保護者への研修受講や教育委員会との連携による研修は引き続き実施しつつ、民間施設職員への研修の機会が少なく、今後も民間施設との連携と連携し、民間施設職員への研修の機会を増やしていく必要がある。	C	こども未来局	青少年支援課

各年度達成度＝1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
3年間の自己評価＝A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:目標をほぼ達成 D:目標を下回った E:事業が廃止

【第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画】

平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価

施策の方向 I 広報・啓発及び学習の支援並びに市民活動への支援（第1章）

施策の方向 I 1~54

事業No	推進施策	具体的な取組	条例の条数	用途	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課
21	(3)	子どもの権利に関する認識を深めるため、権利条例の意義について学校や施設職員、行政職員等向けに子どもの権利保護に関する者に対して、研修を行います。	7条		行政職員及び子どもの権利に関する職員研修	子どもに関する窓口の職員や新規採用職員等に対する研修 人権・男女共同参画の新任職員や市民部等の職員、児童相談所の新任職員などを対象とした研修・人権啓発を求めた研修に関する研修実施を行った。	3		新規採用職員等を対象とした研修に人権全般を含めた子どもの権利に関する講師派遣を行った。 また、現場からは「子どもの人権」に関しての講演依頼があり、川崎市子どもの権利委員会委員に講演いただいた。	3	青少年支援委員の職員及び児童相談所の新任職員等を対象とした研修に子どもの権利に関する講師派遣を行った。また、子ども実務の現場に、行政の職員を中心に子どもの権利条例について研修を行った。	■成果：新規採用職員等を中心に行政職員向けに子どもの権利についての講話をおし、職員の人権意識を高めることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの権利条例について理解を深めるだけでなく、行政の責務についても具体的に磨けるようにした。 ■課題：新規採用職員には人権研修の機会が必ず提供されている一方、区役所一般職職員の研修の機会が少なく、より多くの職員が研修機会にたつる周知・関係機関（研修企画部）との連携が必要である。また、講師対応可能な職員の育成は継続的な課題である。	C	こども未来局	青少年支援室	
22					こども文化センター・わくわくラスタック研修	施設の管理運営者である各指定管理者等に対して、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修を実施し、研修後に職員研修を取り組むよう指導・助言、情報提供を行い、指定管理者等は1か月に1回以上の子ども権利に関する研修を実施。市主催の研修は111人が参加した。	3		各指定管理者等に対し、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修を実施し、研修後に職員研修を取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	3	各指定管理者等に対し、子どもの権利条例の趣旨を踏まえた職員研修に継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	■成果：条例についての研修を通じ、職員の子どもの権利に関する理解が深まった。 ■「子どもの権利」に関連して：条例を理解することにより、子どもの権利を保障しなければならないことが認識された。 ■課題：子どもの健全育成には子どもが権利が保障されなければならないことを理解し、それを果たする態勢であること認識を持つための取組を今後も継続することが必要。	C	こども未来局	青少年支援室	
23					子ども夢パークスタッフ研修	施設の管理運営者である各指定管理者等に対し、条例に対する意識の向上及び子どもを対象とした事業実施に伴う接客を高めるための研修を継続して取り組むよう指導・助言、情報提供を行い、職員の子どもの権利についての理解を深める。	3		指定管理者に対し、子どもの権利についての理解を深めるための職員研修に取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	3	指定管理者に対し、子どもの権利についての理解を深めるための職員研修に取り組むよう指導・助言、情報提供を行った。	■成果：条例についての研修を通じ、職員の子どもの権利に関する理解が深まった。 ■「子どもの権利」に関連して：条例を理解することにより、子どもの権利を保障しなければならないことが認識された。 ■課題：子どもの健全育成には子どもが権利が保障されなければならないことを理解し、それを果たする態勢であること認識を持つための取組を今後も継続する必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室	
24					青少年健全育成関係団体への研修	青少年健全育成に関わる指導者・育成者の資質向上のため、講演会等の研修を実施し、子どもの権利についての理解を深める。	3		青少年健全育成に関わる指導者・育成者の資質向上のための講演会を1回実施し、神奈川県や他の市への研修についても情報提供を行った。	3	青少年健全育成に関わる指導者・育成者の資質向上のための講演会を1回実施し、神奈川県や他の市への研修についても情報提供を行った。	■成果：青少年の健全育成に関わる指導者・育成者の資質向上に資することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：青少年の健全育成を図ることで、子どもの権利の保障に資することができた。 ■課題：指導者・育成者の資質向上に向け、今後も継続して各種情報提供を行う必要がある。	C	こども未来局	青少年支援室	
25					乳幼児、児童養護施設等の職員の研修支援	児童養護施設等の職員が子どもの権利や子どもの相談・救済について理解を深めるため、行政や関係団体と連携して研修を実施する。また、児童養護施設等において、職員に研修の機会を提供する。また、児童養護施設等において、職員に研修の機会を提供する。	3		児童養護施設等の職員が子どもの権利や子どもの相談・救済について理解を深めるため、行政や関係団体と連携して研修を実施する。また、児童養護施設等において、職員に研修の機会を提供する。また、児童養護施設等において、職員に研修の機会を提供する。	3	児童養護施設等の職員が子どもの権利や子どもの相談・救済について理解を深めるため、行政や関係団体と連携して研修を実施する。また、児童養護施設等において、職員に研修の機会を提供する。また、児童養護施設等において、職員に研修の機会を提供する。	■成果：施設職員への研修や児童相談所職員との意見交換の機会を設け、児童養護施設等の職員が子どもの権利や子どもの相談・救済について理解を深めるための取り組みを推進することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：児童福祉法の改正により児童の福祉を確保するための制度の明確化が、児童が権利の主体であること、児童の意見が尊重されること、児童の福祉を優先されること等が定められており、法改正の趣旨を踏まえて取組を推進する必要がある。 ■課題：施設においては小規模グループでの導入が進み、施設に職員体制の充実が図られているところであるが、経費削減の強い職員が減少していることや、大規模な施設にネットワークの構築が急がれることや管理職から発生する新たな課題があること等が指摘されている。引き続き現場に合わせた取り組みを推進する必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課	
26					里親への研修	支援を必要とする子どもを養育する里親に対し、里親認定研修など、段階に応じた研修を実施し、子どもの権利に関する理解を深める。	3		里親認定研修や一定期間経過後の継続研修など、段階に応じた研修を実施し、子どもの権利意識について話し合う機会を設けた。	3	里親認定研修や一定期間経過後の継続研修など、段階に応じた研修において、子どもの権利意識について話し合う機会を設けた。	■成果：継続研修等、里親の養育経験や子どもの成長・発達と様々な段階において継続的に子どもの権利意識について理解を深める機会を設けることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：児童福祉法の改正により児童の福祉を確保するための制度の明確化が、児童が権利の主体であること、児童の意見が尊重されること、児童の福祉を優先されること等が定められており、法改正の趣旨を踏まえて取組を推進する必要がある。 ■課題：里親の養育経験や子どもの成長・発達段階に応じた権利意識について定期的、継続的に理解を深められる研修を今後も実施する必要がある。	C	こども未来局	こども保健福祉課	
27					公民館等関係職員を対象とした研修会の開催	「子どもの権利に関する条例」における子どもの権利について公民館等関係職員を対象とした研修会を開催し、児童の権利意識を高めること、児童の権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことである。	3		各市区、年間計を作成した公民館等関係職員、職員を対象に「川崎市子どもの権利条例」の趣旨に基づき研修を実施した。会場中では研修に対する「子どもへの権利意識」や「児童の権利意識」を高めること、児童の権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことである。	3	7区で保育所等施設協議会を開催する中で、「子どもの権利」等に関する研修を実施し「子どもの権利条例等」知識を深めた。	■成果：公民館等関係職員の人権意識を高めることで、人権を尊重した保育を実施することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの権利の取組について、施設協議会が連携することで、子どもの権利意識を高めることができた。 ■課題：引き続き施設長を対象とした意識向上に取組む。	C	こども未来局	運営管理課	
28					保育園における職員研修（子どもの権利）	保育園等において子どもの権利や子どもの権利意識を高めること、児童の権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことである。	3		各保育園において職員研修を実施すること、子どもの権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことである。	3	子どもの権利意識について学ぶ「保育園職員が手に入れたいま」など、子どもへの権利意識を高めること、児童の権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことである。	■成果：公民館等関係職員の人権意識を高めることで、人権を尊重した保育を実施することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの権利について学ぶことで、現場でも子どもへの権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことができた。 ■課題：引き続き公民館等関係職員を対象とした研修を実施し、意識向上に取り組む。	C	こども未来局	運営管理課	
29					保育園等における職場研修（多文化）	保育園等の子どもに関わる職員が多様な文化的背景を持つ子どもへの対応について学ぶこと、児童の権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことである。	3		園長研修、担当係長研修、保育士研修等を継続して実施し、多様な文化を持つ子どもへの理解を深めること、児童の権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことである。	3	園長研修、担当係長、園長研修、保育士研修等を継続して実施し、多様な文化を持つ子どもへの理解を深めること、児童の権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことである。	■成果：ホームページや各保育園において外国籍及び日本語を母語としない保護者への情報提供が引き続き実施に繋がることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：ホームページや保育園においてこどもの権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことができた。 ■課題：引き続き多様な文化を持つ子どもへの理解を深める事に努め、職員への意識向上を図る。	C	こども未来局	保育園課 運営管理課 各区保育園支援担当	
30					子どもの権利に係る研修	児童相談所等の関係職員や児童相談所等職員が子どもの権利意識を高めること、児童の権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことである。	3		児童相談所新任職員研修にて子どもの権利をテーマに研修を実施すること、児童相談所等関係職員への研修を実施すること、児童相談所等関係職員への研修を実施することなどを行うことである。	3	児童相談所新任職員研修にて子どもの権利をテーマに研修を実施すること、児童相談所等関係職員への研修を実施すること、児童相談所等関係職員への研修を実施することなどを行うことである。	■成果：職員の子どもの権利への意識向上につながった。 ■「子どもの権利」に関連して：児童相談所等に対する子どもやその家庭に対し、子どもの権利意識を高めること、児童の権利意識を高めることなどを行うことができた。 ■課題：引き続き、研修等を実施し、子どもの権利意識向上に取り組む。	C	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	

各年度達成度＝1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
 3年間の自己評価＝A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:目標をほぼ達成 D:目標を下回った E:事業が廃止

【第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画】

平成28年度実施状況 及び 3年間の自己評価

施策の方向Ⅰ 広報・啓発及び学習の支援並びに市民活動への支援（第1章）

施策の方向Ⅰ 1~54

事業名	推進施策	具体的な取組	条例の条数	用途	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評価	平成28年度の所管局	平成28年度の所管課
31	(3)	子どもの権利に関する認識を深めるため、権利条例の意義について学校や地域機関、行政機関員をはじめとする子ども権利保護に期待する者に対して、研修を行います。	7条	専門機関研修(講習)	児童の自立、社会参加を促進する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。児童の権利の理解を深めるため、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	児童の自立、社会参加を促進する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。児童の権利の理解を深めるため、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	今年度は、全て遠隔研修センターが開設し指定となった最初の年であり、以上の専門機関(心理、PT・OT)の研修を実施し、児童の権利の理解を深める。児童の権利の理解を深めるため、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	3	今年度は、全て遠隔研修センターが開設し指定となった最初の年であり、以上の専門機関(心理、PT・OT)の研修を実施し、児童の権利の理解を深める。児童の権利の理解を深めるため、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	3	専門機関研修として、PT・OTの臨床研修を実施し、児童の権利の理解を深める。児童の権利の理解を深めるため、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	3	■成果：同様の研修センターの専門職との定期的な連絡会を継続し、教育機関や他の関係機関に関する専門職とネットワークを作ることができた。専門機関の研修に合わせた研修機会をセンターで提供し、児童の権利に関する専門職や支援者の参加が期待された。 ■「子どもの権利」に関連して：児童の権利の理解を深めるための研修を実施し、児童の権利の理解を深める。児童の権利の理解を深めるため、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	C	児童福祉課	児童若生課
32		子育て支援関係者研修			子ども・子育て支援関係機関の職員等に子ども権利の理解を深めるための研修を実施する。	「川崎市子どもの権利に関する条例」ができるまでの経過(川崎市)に関する研修を実施し、子ども権利の理解を深める。	「川崎市子どもの権利に関する条例」ができるまでの経過(川崎市)に関する研修を実施し、子ども権利の理解を深める。	3	「川崎市子どもの権利に関する条例」ができるまでの経過(川崎市)に関する研修を実施し、子ども権利の理解を深める。	3	子ども・子育て支援関係機関の職員等に子ども権利に関する研修を実施した。	3	■成果：地域の子育てで親と子どもに関わる職員が子どもの権利に関する学びを深めることで、地域の子育て支援の向上につながった。 ■「子どもの権利」に関連して：子ども・子育て支援関係機関の職員等に対して子ども権利に関する研修を実施することで、理解を深めることができた。 ■課題：引き続き研修を実施し、より子ども権利に関心を持ってもらうこと。	C	こども未来局	運営管理課
33	10	子どもの権利(Q&A)作成			条例の施行に伴い、日常の学校生活の中で子どもたちと接する際の留意点や児童の権利の理解を深めるため、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	初任者研修と2校目職業者研修において「子どもの権利Q&A」重要事項を初任者研修に「子どもの権利Q&A」を付録として、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	初任者研修と2校目職業者研修において「子どもの権利Q&A」重要事項を初任者研修に「子どもの権利Q&A」を付録として、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	3	初任者研修と2校目職業者研修において「子どもの権利Q&A」重要事項を初任者研修に「子どもの権利Q&A」を付録として、児童の権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	3	児童員のライフステージ別の研修を実施し、「子どもの権利Q&A」を活用し、「子どもの権利」について理解を深めた。児童員のライフステージ別の研修を実施し、「子どもの権利Q&A」を活用し、「子どもの権利」について理解を深めた。	3	■成果：「子どもの権利Q&A」を知ることにより、「子どもの権利」について理解を深めることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：初任者研修を通じて、7の子ども権利の理解を深めるようにした。 ■課題：資料の活用について充実させるために、研修において周知を図る必要がある。	C	教育委員会事務局	人権・共生教育担当
34	20	体罰防止についての意識啓発			市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	3	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	3	教職員が、児童生徒に対して体罰に類しない指導や不適切な指導に気づき、児童生徒の権利を保護するよう意識を深めた。教職員が、児童生徒に対して体罰に類しない指導や不適切な指導に気づき、児童生徒の権利を保護するよう意識を深めた。	3	■成果：各学校ごとに、年度内に必ず研修を実施し、教職員一人ひとりが児童生徒の権利に気づき適切な指導が行われるようになった。 ■「子どもの権利」に関連して：体罰防止と不適切な指導の防止により、一人ひとりが児童生徒として、安心して生活ができるようになり、育ち・学ぶに大切な子どもの権利が保護された。 ■課題：子どもの安心・安全な生活を守るために、体罰防止の研修等を継続していく必要がある。	C	教育委員会事務局	指導課
35		人権尊重教育推進担当者研修(条例理解)			人権尊重教育推進担当者研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	4年4回、人権尊重教育推進担当者研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	4年4回、人権尊重教育推進担当者研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	3	4年4回、人権尊重教育推進担当者研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	3	人権尊重教育推進担当者研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。人権尊重教育推進担当者研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。	3	■成果：全体計画を作成したことにより校内での人権尊重教育の体制が整った。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの権利学習資料の活用方法を学び、子どもの権利についての理解を深めることができた。 ■課題：人権尊重教育について、担当者中心に各校で研修を深めていく必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
36		校長を対象とした研修会の開催(条例理解)			校長を対象とした研修会を開催し、児童の権利の理解を深める。	第4回目の研修会において「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方及び人権尊重教育の推進を考慮した講話を行った。	第4回目の研修会において「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方及び人権尊重教育の推進を考慮した講話を行った。	3	第4回目の研修会において「川崎市子どもの権利に関する条例」の基本的な考え方及び人権尊重教育の推進を考慮した講話を行った。	3	校長を対象とした研修会を開催し、児童の権利の理解を深めた。校長を対象とした研修会を開催し、児童の権利の理解を深めた。	3	■成果：人権尊重教育推進の重要性を、あらためて確認することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：毎年継続して研修を実施することにより、子どもの権利に関する理解が深まった。 ■課題：社会情勢の変化により、子ども権利に関する内容も多様化している。多くの側面から人権尊重教育について、研修を深めていく必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
37		教職員研修(子どもの権利)			教職員研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	夏季研修において子どもの心を開く児童生徒指導研修として、子どもの心を開くための実践を学び、各学校での人権尊重教育の進め方、子どもの権利保護の在り方について理解を深めた。	夏季研修において子どもの心を開く児童生徒指導研修として、子どもの心を開くための実践を学び、各学校での人権尊重教育の進め方、子どもの権利保護の在り方について理解を深めた。	3	夏季研修において子どもの心を開く児童生徒指導研修として、子どもの心を開くための実践を学び、各学校での人権尊重教育の進め方、子どもの権利保護の在り方について理解を深めた。	3	夏季研修において、子どもの心を開く児童生徒指導研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。夏季研修において、子どもの心を開く児童生徒指導研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。	3	■成果：児童文化研究会常任委員、玉川ITADセンターの方を講師に迎え、児童の権利に関する講話を実施し、児童の権利の理解を深めた。 ■「子どもの権利」に関連して：参加型型の研修を通して「子どもの権利」の理解、実践を学ぶことができた。 ■課題：内容に合った研修場所を検討する必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
38		教職員研修(多文化)			教職員研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	韓国・外国人児童生徒教育推進者をめぐる、年2回の研修会を行った。多様な文化的背景を持つ子どもたちの入居・日本語学習について、「子どもと生活」や「指導の手引き」を活用し、研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。	韓国・外国人児童生徒教育推進者をめぐる、年2回の研修会を行った。多様な文化的背景を持つ子どもたちの入居・日本語学習について、「子どもと生活」や「指導の手引き」を活用し、研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。	3	韓国・外国人児童生徒教育推進者をめぐる、年2回の研修会を行った。多様な文化的背景を持つ子どもたちの入居・日本語学習について、「子どもと生活」や「指導の手引き」を活用し、研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。	3	韓国・外国人児童生徒教育推進者をめぐる、年2回の研修会を行った。多様な文化的背景を持つ子どもたちの入居・日本語学習について、「子どもと生活」や「指導の手引き」を活用し、研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。	3	■成果：異文化理解と相互尊重をめざした教育について、共通理解することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：韓国・外国人児童生徒の文化的背景理解の必要性について、理解を深めることができた。 ■課題：韓国・外国人児童生徒の増加により、多様な文化的背景を持つ子どもたちの入居・日本語習得にさらに重要視されている。	C	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター
39	20	スクールカウンセラー研修			スクールカウンセラー研修を実施し、児童の権利の理解を深める。	スクールカウンセラーについては、年4回研修会を開催し、子どもの権利についての理解を深めた。また、学校訪問カウンセラーについても研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。	スクールカウンセラーについては、年4回研修会を開催し、子どもの権利についての理解を深めた。また、学校訪問カウンセラーについても研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。	3	スクールカウンセラーについては、年4回研修会を開催し、子どもの権利についての理解を深めた。また、学校訪問カウンセラーについても研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。	3	4年4回開催しているスクールカウンセラー研修会に学校巡回カウンセラーも参加し、いじめの問題や不登校への対応など教職員と連携しながら研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。また、学校巡回カウンセラーについては、研修会に関する研修や研修会を開催する子ども・子育てについて子ども権利に関する研修を実施し、児童の権利の理解を深めた。また、学校巡回カウンセラーについては、事件事故に際する緊急時に対応するための研修を実施した。	3	■成果：子どもを取り巻く様々な課題について知識を適切な適切な活動を行うことができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもが安心して相談できる体制を整え、子どもに寄り添った対応が実現された。 ■課題：学校と連携しながら実施した相談活動を行うために、子どもの権利に関することや教育現場に関する研修を継続する必要がある。	C	教育委員会事務局	総合教育センター 教育相談センター
40	10	川崎市子ども会議(権利学習)			川崎市子ども会議を開催し、児童の権利の理解を深める。	川崎市子ども会議では、3つのテーマを設定し、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。	川崎市子ども会議では、3つのテーマを設定し、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。	3	川崎市子ども会議では、3つのテーマを設定し、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。	3	川崎市子ども会議では、多額の意見表明(参加型)を実施し、児童の権利の理解を深めた。川崎市子ども会議では、多額の意見表明(参加型)を実施し、児童の権利の理解を深めた。	3	■成果：3つのテーマについてそれぞれ具体的な成果が上がった。それぞれの活動が権利条例の意義を明確に結びつけることを意識しながら活動することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：サボーター、事務局員としての意見や意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。 ■課題：サボーター、事務局員がさらに連携して進めるために話し合いの機会の確保、サボーターに広く視覚をもってもらったための研修の充実が必要である。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課
41		地域教育会議(行政区・中学校区子ども会議)の権利学習支援			地域教育会議(行政区・中学校区子ども会議)の権利学習支援を実施し、児童の権利の理解を深める。	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議を開催し、児童の権利の理解を深めた。7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議を開催し、児童の権利の理解を深めた。	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議を開催し、児童の権利の理解を深めた。7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議を開催し、児童の権利の理解を深めた。	3	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議を開催し、児童の権利の理解を深めた。7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議を開催し、児童の権利の理解を深めた。	3	7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議を開催し、児童の権利の理解を深めた。7行政区子ども会議、51中学校区子ども会議を開催し、児童の権利の理解を深めた。	3	■成果：市の子ども会議と行政区子ども会議がそれぞれに活動していたが、行事やイベントを通じて連携し、連携を深めるようになった。 ■「子どもの権利」に関連して：市・行政区の子ども会議も子どもの意見や意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。また、子どもたちが自由に意見を述べ、意見をまとめる。 ■課題：子ども会議の活動がさらに活性化するために、交流、連携をさらに深めるとともに、統一した活動を創造することが必要である。	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課

各年度達成度＝1:目標を大きく上回って達成 2:目標を上回って達成 3:目標をほぼ達成 4:目標を下回った 5:目標を大きく下回った
3年間の自己評価＝A:目標を大きく上回って達成 B:目標を上回って達成 C:目標をほぼ達成 D:目標を下回った E:事業が廃止

事業名	推進 施策	具体的な取組	条例の 条数	用件	事業	事業概要	平成26年度実施状況	平成26年度 の達成度	平成27年度実施状況	平成27年度 の達成度	平成28年度実施状況	平成28年度 の達成度	3年間の成果と課題	3年間の自己評 価	平成28年度の 所管局	平成28年度の 所管課
52	(4)	区が轄する地域のネットワーク等により、子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び児童福祉への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。	8条	174	たまたま子育てまつり	子育て情報発信や子育て中の親・児童福祉との交流を目的とした「たまたま子育てまつり」を開催し、地域で連携して親の子育てを支援する。	親子ともに参加し楽しめる内容の各企業・スポンジイベント・情報提供（「多摩区で子育て」発行・配布）等とし、のべ約4,000人が参加した。10月に子育てでの課題を考慮してもらった機会として講演会を開催し、保護者約49人の参加があった。	3	主に数学的子どもとその保護者を対象とし、交流ルールや子どもとのコミュニケーションなど、子どもも楽しめる学びが、子育てに役立つ内容の各企業・スポンジイベント・情報提供（「多摩区で子育て」発行・配布）等を実施した。延べ約6,000人が参加した。	3	主に数学的子どもとその保護者を対象とし、昔ながらの遊びや子育て情報など、地域で活動する市民・団体と子育て世代との交流を図った。子育てに役立つ内容の各企業・スポンジイベント・情報提供（「多摩区で子育て」発行・配布）等を実施した。延べ約6,000人が参加した。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：子育て情報ひろばを開催し、まつりで行うスタンパリーの動線上に配置したことにより、足を止める方が増え、効果的に広げることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：子どもの権利の啓発ポスターやパンフレットを設置し、啓発に努めた。 ■課題：子育て情報ひろばだけでなく、より効果的な広報について実行委員会検討する必要がある。 	C	多摩区役所	生涯学習支援課
53					あさお子育てフェスタ	子育て世代が子育てにおける不安や悩みを解消することのないように、行政と地域の子育て支援団体等が協働して「子育てフェスタ」を開催し、必要な子育て情報を提供し、地域の団体とのつながり・子育て世代同士との交流の機会をつくり、日々のストレスや悩みの解消につなげる。			「子育てするなら親生区で〜安心・楽しい・助かる〜」をテーマに子育て世帯が楽しめる遊具取組、おもちゃのコーナー、ミニコンサート、フリーマーケット、相談コーナーなど幅広い内容の催しを行った。（来場者約2,800人）	3	「子育てするなら親生区で〜安心・楽しい・助かる〜」をテーマに子育て世帯が楽しめる遊具取組、おもちゃのコーナー、ミニコンサート、フリーマーケット、相談コーナーなど幅広い内容の催しを行った。（来場者約2,800人）	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：これまで3回開催し、各回約2,800人もの来場があるなど人気を博し、総合的な子育て支援を推進することができた。また、フェスタをきっかけに子育て関連の団体、個人、グループ等が一進一退になり、子育て支援の輪を広げることができた。 ■「子どもの権利」に関連して：親子で楽しみ触れ合う機会を作り、創造的な子育て支援を推進した。 ■課題：メインイベント等の人気のあるコーナーは定員を大幅に超えた申込みがあり、参加できない家族が出てきたため、可能な限り平等な機会を生かす必要がある。また、子育てに関する相談窓口については利用率が高くなかったため、改善の余地がある。 	C	親生区役所	地域みまもり支援センター 地域ケア推進担当
54					PTA活動への支援	子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の更なる活性化を図るために、研修の開催等の支援を行い、連携を強化する。	PTA活動における各委員会の役割を答え、他校との情報交換を行う研修会を各区内で実施するなど、PTA活動の支援を行った。	3	PTA活動における各委員会の役割を答え、他校との情報交換を行う研修会を各区内で実施するなど、PTA活動の支援を行った。	3	PTA活動における各委員会の役割を答え、他校との情報交換を行う研修会を各区内で実施するなど、PTA活動の支援を行った。	3	<ul style="list-style-type: none"> ■成果：PTA主催の各種研修会が実施されて、保護者の生涯学習を支援することができた。 ■「子どもの権利」に関連して：いくつかの学校ではPTA家庭教育学級においてCAPを学習するなど、子どもの権利について答える取り組みがなされた。 ■課題：ライフスタイルの変化で、研修などへの参加が難しいという保護者が多くなっており、そのような方に対する支援が必要である。 	C	教育委員会事務局	生涯学習推進課